

ESD／EPO 運営委員会

設置要領

1. 目的及び設置

中部地方 ESD 活動支援センター（以下「中部地方 ESD センター」という。）及び中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO 中部」という。）の運営、事業実施等に関する検討を行うため、ESD／EPO 運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 活動

委員会は、以下の活動を行う。

- (1) 中部地方 ESD センター及び EPO 中部の円滑な運営、効率的・効果的な事業実施のための助言を行う。
- (2) 事業実施に必要な知見等を提供するとともに、事業の実施に協力する。
- (3) その他運営に必要な検討を行う。

3. 組織

(1) 委員

委員は、NPO/NGO、行政、有識者等から構成する。委員選考にあたっては、中部地方環境事務所（以下「中部事務所」という。）と協議する。

(2) 役員

ア. 委員会に、委員長 1 名を置く。委員長は、委員の互選によって選出する。

イ. 委員長は、委員会を統括する。委員長に事故があるとき、代理の者を指名し、その者が代行する。

(3) 委員の委嘱及び任期

委員の委嘱は年度ごとに行い、任期は就任した日から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。なお、委員が欠けた際には、委員を補充することができる。補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 事務局

委員会の事務局は、中部地方 ESD センター／EPO 中部に置く。

5. 会議

(1) 開催

委員会は、原則として年に 2 回程度開催する。ただし、中部地方環境事務所と協議し、臨時に開催することができる。なお、委員会は構成員の過半数の出席（代理出席、委任状含む）により成立し、出席者の過半数の賛同により審議を決する。

(2) 経費

事務局は、委員会の開催に要する経費（委員に支給する旅費・謝金を含む）を負担する。

附則 この要領は、令和 3 年 6 月 16 日より施行する。